

選挙

参議院議員通常選挙

投票日 **7月10日(日)** 投票時間 午前**7時**から午後**8時**まで

お読みいただき、お間違いのないようにお願いします。
みなさんの良識、みなさんの意思でルールを守り明るく正しい選挙を行いましょう。

町内投票所 ※前回選挙時と変更があります。必ずご確認ください。

投票区	投票所名	投票区	投票所名
第1	役場本庁舎1階	第8	老人福祉センターやまなみ荘
第2	湯本小学校	第9	二ノ平自治会館
第3	畑宿寄木会館	第10	仙石原文化センター
第4	温泉公民館	第11	星槎レイクアリーナ箱根
第5	大平台集会所	第12	箱根集会所
第6	社会教育センター	第13	元箱根集会所
第7	宮城野公民館	第14	芦之湯集会所



選挙のめいすいくん

- ※ **第3投票区の方は「畑宿寄木会館」**が投票所となります。
- ※ その他の方は投票所に変更はありません。
- ※ 投票所については、投票所入場整理券に記載がありますので、確認のうえ投票にお越しください。



<投票時のお願い>

新型コロナウイルス感染症対策として、ご自身で検温したうえでマスクを着用し、投票所へお越しください。体調の優れない場合は、係員に申し出てください。
投票所の混雑状況等により、投票に時間がかかる場合がありますので、ご承知おきください。

投票できる方

選挙人名簿に登録されている方です。なお、この選挙人名簿に登録される方は、**平成16年7月11日**以前に生まれた方および**令和4年3月21日**までに転入届を提出した方で、引き続き3ヶ月以上居住している方となります。

投票の方法

参議院神奈川県選出議員選挙の投票用紙には、**候補者の氏名**を書いてください。

参議院比例代表選出議員選挙の投票用紙には、候補者名簿に登載された**候補者の氏名**1名を書いてください。ただし、**候補者の氏名に代えて、名簿届出政党などの名称または略称**を書いて投票することもできます。

- ※ 参議院比例代表選出議員選挙の候補者名簿には「優先的に当選人となるべき候補者（特定枠候補者）」が登載されています。政党等の総得票数は名簿登載者個人の得票数と政党等の得票数を合算したものとなり、特定枠候補者は他の名簿登載者よりも優先して当選することとなります。なお、特定枠候補者の氏名が記載された投票は政党等名の得票となります。詳細については、ホームページをご覧ください。

投票所入場整理券

投票所入場整理券は、あらかじめ投票日や投票所などをお知らせして、投票所での受付がスムーズに行われるようにするためにお送りしているものです。

世帯ごとに6人まで連記したハガキ（圧着したもの）が**6月22日(水)**以降に届きますので、投票する際は各自切り離して投票所に持参してください。

なお、投票所入場整理券がない場合でも、選挙人名簿に登録されている方は投票できますので、投票所の受付へ申し出てください。

期日前投票

投票日当日に投票できない方は、期日前投票ができます。期日前投票ができる期間は、選挙公示日の翌日から投票日前日までです。

○日時 **6月23日(木)～7月9日(土)** 8時30分～20時

○場所 **役場分庁舎4階会議室**

- ※ 投票所入場整理券が届いている場合は持参してください。

- ※ 期日前投票を行うときに提出する「請求書（兼宣誓書）」については、従来どおり期日前投票所に用意していますが、入場整理券裏面にも印刷していますので、事前に記入していただくと手続きがスムーズに行えます。



す。また、出張所および町ホームページにも用意しています。

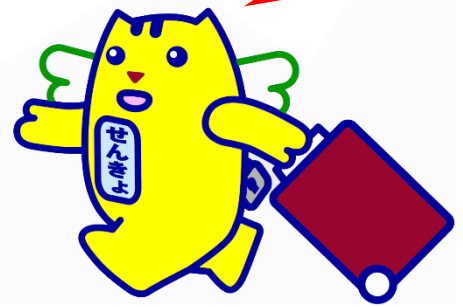
今回の選挙でも臨時で期日前投票所を開設します。

建物の中で投票することができますので、ぜひご利用ください。

【出張期日前投票所 開設場所及び日時】

仙石原文化センター	7月6日（水） 14：30～17：30
さくら館	7月7日（木） 9：00～12：00
温泉公民館	7月7日（木） 14：30～17：30
元箱根集会所	7月9日（土） 9：00～12：00
山崎集会所	7月9日（土） 14：30～17：30

出張期日前投票所は、
建物の中で投票できます！



不在者投票

箱根町内に長期不在のため期日前投票ができない方は、不在者投票ができます。この場合は、郵便によるやりとりなど、手続きに日数がかかりますので早めに問い合わせてください。（期間は、期日前投票と同じです。）

また、都道府県選挙管理委員会から不在者投票を行うことができる施設として指定を受けている病院・老人ホームなどに入院・入所中の方は、入院・入所先で不在者投票ができますので、施設の長へ申し出てください。

新型コロナウイルス感染症の療養のため、保健所から外出自粛要請を受けている方や宿泊療養施設に入所している方の投票については、選挙管理委員会まで問い合わせてください。

選挙公報

選挙公報は、6月30日（木）以降に自治会をとおして配布します。

また、役場本庁舎・出張所・さくら館・やまなみ荘・環境センター・社会教育センター・星槎レイクアリーナ箱根にも用意しますが、郵送を希望される方は、選挙管理委員会に連絡してください。

この選挙で投票のできる方は

◆ 住所を変えていない方

平成16年7月11日以前に生まれた方 → 投票できます

◆ 住所を変えた方

箱根町に転入した方 → 令和4年3月21日までに転入の届出をした方 → 引き続き箱根町に住民登録があれば投票できます

令和4年3月22日以降に転入の届出をした方 → 箱根町では投票できません ※ただし、前住所地の市区町村で投票できる場合がありますので、前住所地の市区町村に問い合わせてください。

町内で転居をした方 → 令和4年6月9日までに転居の届出をした方 → 転居後の投票所で投票できます

令和4年6月10日以降に転居の届出をした方 → 転居前の投票所で投票できます

箱根町から転出した方 → 令和4年3月21日までに新住所地に転入の届出をした方 → 新住所地の投票所で投票できます

令和4年3月22日以降に新住所地に転入の届出をした方 → 新住所地では投票できません ※ただし、箱根町で投票できる場合がありますので、選挙管理委員会に問い合わせてください。



箱根八里のめいすいくん

開票

開票は、7月10日 午後9時20分から、

「仙石原文化センター」で行います。

投・開票速報は、町ホームページでご覧になれます。

ホームページURL <http://www.town.hakone.kanagawa.jp>

令和4年6月 箱根町選挙管理委員会
電話 (85)7111 内線 337